

横浜市リハビリテーション事業団手話通訳者等紹介事業実施要綱

制定 平成30年11月1日
最近改正 令和3年9月1日

(目的)

第1条 この要綱は、横浜市が制定した「横浜市手話通訳者派遣事業実施要綱」、「横浜市登録手話通訳者派遣事業実施要綱」、「横浜市登録要約筆記者派遣事業実施要綱」(以下「横浜市要綱」という。)の第3条に定める派遣対象者以外の団体から手話通訳者等(第6条第1項に規定する通訳者をいう。以下同じ)の派遣申込があった場合に、手話通訳者等を紹介する事務の取扱いについて定め、横浜市要綱を補完し、もって聴覚障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(紹介対象者)

第2条 本要綱により手話通訳者等を紹介することができる対象者は、次のいずれかに該当する団体で、該当団体が手話通訳者等を必要とする事業を行う場合とする。

- (1) 横浜市及び横浜市が条例によって設立した団体
- (2) 国及び国が法律によって設立した団体
- (3) 法人である民間団体
- (4) 紹介された手話通訳者等を本要綱の趣旨に沿って活用できると認められる任意団体
- (5) その他、障害者スポーツ文化センター横浜ラポール(以下「横浜ラポール」という。)館長(以下「館長」という。)が手話通訳者等の紹介が必要と認めた団体

2 前項の団体は、その主な所在地又は代表者の住所が横浜市内にあり、行う事業は横浜市内で実施されるものであることとする。ただし、館長がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

(紹介欠格事項)

第3条 次の各号に該当する場合には、手話通訳者等を紹介しないものとする。

- (1) 政治団体の活動(特定の政党の政治活動や集会等)
- (2) 宗教団体の活動のうち、会員等を対象とした宗教的な行事、集会等
- (3) 企業の営利活動(企業・個人の営利を目的とする商品販売等の活動等)
- (4) 定期的かつ長期に渡る活動
- (5) 第10条第2項の規定に反する場合
- (6) その他社会通念上紹介することが好ましくないとされる活動や横浜市要綱に基づく派遣事業の実施に支障をきたすと認められる活動

(紹介の申請)

第4条 手話通訳者等の紹介を必要とする団体は、「手話通訳・要約筆記紹介申込書」(第1号様式)により館長に申請するものとする。

(紹介の決定)

第5条 館長は、前条による紹介の申請書を受理した場合は、これを審査のうえ紹介の適否を決定し、「通訳者紹介について(第2号様式)」により、申請者に通知するものとする。

2 館長は、紹介について、必要に応じ条件を附することができる。

(紹介する通訳者)

第6条 紹介する通訳者の選考は、館長が横浜市手話通訳者及び横浜市登録手話通訳者並びに横浜市登録要約筆記者の中から行う。

2 館長は、手話通訳者等に対し、申請者に当該手話通訳者等の個人情報（住所・電話番号等）が提供されることについての同意を得るものとする。

（紹介料）

第7条 紹介料は無料とする。

（契約）

第8条 手話通訳者等の紹介を受けた者と紹介された手話通訳者等は、勤務条件、報酬・交通費等について契約を締結する。

2 前項の契約について、館長は仲介及び手話通訳者等に対する助言等を行うことができる。

3 第1項の契約は、手話通訳者等の紹介を受けた者が「通訳者紹介について（第2号様式）」を受領したときに締結したものと見做すことができる。

（契約内容の仲介・助言）

第9条 前条の契約締結の際における館長が行う仲介・助言の内容は、次の各号によるものとする。

- (1) 手話通訳者等は、団体から提示された予定拘束時間より実拘束時間が長かった場合は実拘束時間をもって報酬額を確定し、当該団体に請求する契約内容とすること。
- (2) 団体の都合により実拘束時間が予定拘束時間より短くなった場合は、予定拘束時間に基づく報酬を請求できる契約内容とすること。
- (3) 第12条に定める辞退の申し出が、通訳実施予定日の前日午後5時を過ぎた場合は、キャンセル料を請求できる契約内容とすること。
- (4) 前各号の報酬、キャンセル料及び旅費は、団体が直接手話通訳者等に支払う契約内容とすること。

（報酬等）

第10条 紹介された手話通訳者等の報酬は、別表第1のとおりとする。旅費は横浜市要綱の規定を準用する。

2 前項の報酬及び旅費は、手話通訳・要約筆記紹介申請をした団体が負担し、通訳者を利用する聴覚障害者等に負担させることはできない。

（守秘義務）

第11条 手話通訳者等は、その職務上知り得た秘密、個人のプライバシー等を第三者に漏らしてはならない。この規定は手話通訳者等の職を辞したあとも適用する。

（紹介の辞退）

第12条 手話通訳者等の紹介決定を受けた者は、通訳実施予定日の前日午後5時までに館長に申し出ることにより、これを辞退することができる。

（紹介の取り消し）

第13条 第5条に定める紹介の決定をしたのち、次の各号の事項が確認された場合は、館長は紹介を取り消すことができるものとする。この場合、第8条に基づき締結された契約について同時にその効力を失うものとする。

- (1) 虚偽の申請で紹介決定を受けた場合
- (2) 第3条に規定する紹介欠格事項に該当していた場合
- (3) 紹介決定に附した条件に従わない場合
- (4) 紹介された手話通訳者等に危害が及ぶ可能性がある判断される場合

(5) その他、取り消しすることが妥当と認められる場合

(通訳の二次利用の禁止)

第14条 手話通訳者等と契約を締結した者は、当該手話通訳者等の通訳業務を撮影するなどし、契約内容以外の目的で使用することはできない。

(手話通訳の二次利用の特例)

2 前条の規定にかかわらず、館長が必要と認める場合、即時通訳以外に、手話通訳の映像等を配信又は媒体に保存し、使用をすることができることとする。その場合の要件等は、横浜市と調整の上、別に定める。

3 前項の場合、第10条の規定にかかわらず、報酬は、横浜市と調整の上、別途定める。但し、第10条の報酬額を下回ることはできない。

(事務分掌)

第15条 この要綱に関する事務分掌は、横浜ラポール聴覚障害支援課が分掌する。

(準用及び委任)

第16条 この要綱に定めのない事項については、横浜市要綱を準用するほか、別に館長が定める。

附則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

別表第1 (第9条、10条関係)

報酬一覧表 (手話通訳者)

単価	金額
1時間以下	5,524円
1時間超過～1時間30分以下	6,356円
1時間30分超過～2時間以下	7,188円
2時間超過～2時間30分以下	8,020円
2時間30分超過～3時間以下	8,852円
3時間超過～3時間30分以下	9,684円
3時間30分超過～4時間以下	10,516円
4時間超過～4時間30分以下	11,348円
4時間30分超過～5時間以下	12,180円
5時間超過～5時間30分以下	13,012円
5時間30分超過～6時間以下	13,844円
6時間超過～6時間30分以下	14,676円
6時間30分超過～7時間以下	15,508円
7時間を超える場合、30分までごとに1,107円加算	
キャンセルの場合3,860円	

報酬一覧表 (要約筆記者)

単価	金額 (手書き通訳)	金額 (パソコン通訳)
1時間以下	4,992円	5,492円
1時間超過～1時間30分以下	5,824円	6,324円
1時間30分超過～2時間以下	6,656円	7,156円
2時間超過～2時間30分以下	7,488円	7,988円
2時間30分超過～3時間以下	8,320円	8,820円
3時間超過～3時間30分以下	9,152円	9,652円
3時間30分超過～4時間以下	9,984円	10,484円
4時間超過～4時間30分以下	10,816円	11,316円
4時間30分超過～5時間以下	11,648円	12,148円
5時間超過～5時間30分以下	12,480円	12,980円
5時間30分超過～6時間以下	13,312円	13,812円
6時間超過～6時間30分以下	14,144円	14,644円
6時間30分超過～7時間以下	14,976円	15,476円
7時間を超える場合、30分までごとに1,100円加算		
キャンセルの場合3,328円		

※通訳時間とは、通訳者を拘束した時間 (集合時間から終了時間まで。打ち合わせ、要約筆記用機器片づけ、支払い手続きの時間も含む。) を指す。

※紹介辞退の届け出が通訳実施予定日前日午後5時を過ぎた場合は上記キャンセル料を、指定した集合予定時間を過ぎた場合には、予定拘束時間に基づく報酬を請求することとする。

その他の費用 (オンライン等による手話通訳に際し、通訳者の自宅で通訳を行った場合)

通信料	1回につき 200円
機器借用料 (通訳者の所有する機器を使用した場合)	1回につき 500円

様式1(第4条関係)

コピーしてお使いください
(書式3・紹介用)

(紹介用)

《手話通訳・要約筆記紹介申込書》

平成 年 月 日()

団体名			
住所			
ふりがな 担当者			
	()	FAX	()

月 日	平成 年 月 日()		
通訳時間	午前 時 分 ~ 午後 時 分		
場 所	場所の名前		
	住 所		
	電 話	()	
通訳内容			
待ち合わせ時間	午前 時 分 ~ 午後 時 分	待ち合わせ場所	
希 望 人 員	手話通訳者 ()人 筆記通訳者 ()人 <input type="checkbox"/> ノートテイク <input type="checkbox"/> OHC <input type="checkbox"/> PC		
備 考			

行事参加者人数()人、聴覚障害者参加者人数()人	
通訳謝金(一人あたり)	謝金額()円
旅費(どちらかをお選びください)	<input type="checkbox"/> 実費支給 <input type="checkbox"/> 一律1500円(事前決裁等、ご事情のある場合に限りです)
上記通訳費用の受け渡し方法	<input type="checkbox"/> 当日手渡し <input type="checkbox"/> 後日振込 ※どちらかにチェックをお願いします。

※通訳に関する参考資料(チラシ・案内)がありましたら、一緒にお送り下さい。

※ この個人情報、当施設の事業の目的外で使用することはありません。

<p>手話通訳・要約筆記派遣</p> <p> 045(475)2058 / FAX045(475)2059</p> <p>●受付時間 9:00~12:00、13:00~17:00 ※FAXは自動受信していますが、返事等は受付時間内の対応となります。</p> <p>●開設日 年末年始を除く毎日(ただし、土曜・日曜・祝日は、緊急《事故・急病》への対応のみです)</p> <p>●住所 〒222-0035横浜市港北区鳥山町1752 横浜ラポール聴覚障害者情報提供施設</p>
--

様式2(第5条関係)

申請者 様

障害者スポーツ文化センター横浜ラポール 館長

通訳者紹介について

過日お申込みのありました手話通訳者・要約筆記者の申請について、決定しましたのでお知らせします。

1. ご申請の詳細

日時	平成30年6月●日 ●曜日	●●:●●~●●:●●	まで予定
場所	横浜ラポール	ラポール座	
集合時間	●●:●●	拘束時間	●:●●
待ち合わせ場所	3階	ラポール座前	
内容	△△協議会	理事会	

2. 通訳謝礼金額

今回の通訳謝礼金額は、通訳者1人当り	¥●●●●●円(交通費別)です。
--------------------	------------------

3. 通訳者氏名・連絡先《下記の通訳者をご紹介します》

通訳者氏名	住所	電話番号
手話・横浜 花子	横浜市港北区新横浜1-1-1	045-●●●●●-●●●●●
手話・港北 太郎	横浜市港北区鳥山町1700	045-●●●●●-●●●●●

【担当】横浜ラポール聴覚障害者情報提供施設 手話通訳者・要約筆記者派遣窓口
〒222-0035 横浜市港北区鳥山町1752
TEL045-475-2058 FAX045-475-2059

4. 報告欄《ご記入の上、本ページのみFAXにてお送りください。FAX045-475-2059》

◎終了時間： _____ 時 _____ 分
◎今回の通訳ご紹介について、お気づきの点がありましたらお書きください。(FAXの際は、通訳者の個人情報をお消してください)
記入日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 担当者氏名 _____